

商工業を応援する「伊那市商工業振興等補助金」をご利用ください

《伊那市商工業振興等補助金一覧》

平成27年6月発行

1 包括公募型補助金

※包括公募型補助金は予算が無くなり次第終了となりますので、ご利用をお考えの事業所の皆さんは、早めの申込みをお願いします。

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
中小企業人材育成事業補助金	技術、技能等の習得により中小企業者の人材育成を図る。	中小企業が、職務上必要な技術、技能等を習得するための公的研修に関する経費を補助する。 ・補助率 研修費用の1/2以内 ・補助金額の上限 一企業につき5万円以内	商業労政係
【新規】人材確保支援補助金	人材確保のため、インターンシップの受け入れ及び企業説明会への参加を促す。	従業員300人以下の中小企業が、インターンシップの受け入れ及び市外での企業説明会参加の際に必要な経費を補助する。 ・インターンシップ(3日以上受入) 対象経費相当額、上限10万円 ・企業説明会 対象経費相当額、上限5万円	商業労政係
【新規】移住者創業チャレンジ支援事業補助金	伊那市への移住と起業を支援し、移住促進を図る。	伊那市への移住者が市内の空き家、空き店舗等を活用して事業等を始める際の改修費用及び賃借料の一部を補助する。 ・補助率 賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 45万円 創業時の店舗改修費用の1/3以内 上限 80万円	商業労政係
中心市街地空き店舗等活用事業補助金	空き店舗となっている施設等を活用し、中心市街地の活性化を図る。	商業団体、事業者等が中心市街地の区域内にある空き店舗等を活用して集客に役立つ施設及び店舗を開設する際の改修費用及び賃借料の一部を補助する。 ・補助率 賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 45万円 創業時の店舗改修費用の1/3以内 上限 80万円	商業労政係
商店街活性化事業補助金	商店街を活性化させ、地域商業の発展と地域の絆の強化を図る。	商業団体等が行なう賑わいを創出し、集客により商店街を活性化する事業や、商店街の調査、研修事業について助成する。 ・補助率 事業費の1/2以内 ・補助金額の上限 単独団体:10万円、複数団体:20万円	商業労政係
共同施設設置事業補助金	商店街施設の整備を促進し、商店街の活性化を図る。	アーケード、街灯等の新設、増設、改修に係る工事費を助成する。 10企業以上の構成団体 工事費20万円超 ・補助率 事業費の1/5以内 ・補助金額の上限 20万円	商業労政係
環境調和事業補助金	工場等でのクリーンエネルギーの活用又は省エネルギー対策により、環境負荷の低減を図る。	市内の工場等での二酸化炭素削減効果が高い設備等の設置に対して助成する。(設置費100万円以上対象) ・対象設備 太陽光発電・太陽熱利用・木質バイオマス・LED照明 ※LED照明設備については平成27年度限り ・補助率 土地取得費を除く事業費の1/2以内 ・補助金額の上限 100万円	工業振興係
工場等緑化事業補助金	工場等への緑地の設置を行い、環境整備を図る。	敷地1,000㎡以上を有する市内工場等が、敷地面積の20%を超える緑地を整備する場合に助成する。設置経費50万円以上 ・補助率 土地取得費を除く新たな緑地設置経費の1/5以内 ・補助金額の上限 1,000千円	工業振興係
新産業創出グループ支援事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	3社以上のグループ(2/3以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者)が行なう新産業創出の調査研究に対して助成する。 ・補助率 調査研究に伴う講師謝礼等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 500千円	工業振興係
ゴールドアドバイザー派遣事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	アドバイザーによる経営管理・加工技術・生産管理等の指導を受けた企業に対し、その費用の一部を補助する。 ・補助率 中小企業者が支払った経費の1/2以内 ・補助金額の上限 45千円	工業振興係
展示会出展事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	中小企業者等の市外の展示会等への出展に対して助成する。 ・補助率 小間料、展示品の製作等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 200千円(年1回)	工業振興係
環境活動評価プログラム認証登録支援事業補助金	環境意識の高い中小企業者の育成を図る。	中小企業者が環境保全のため、環境マネジメントシステムの新規認証・登録を行なう場合に助成する。 ・補助率 認証・登録に要する経費の1/2以内 ・補助金額の上限 100千円	工業振興係

《裏面もご覧ください》

2 その他補助金

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
【改正】 工場等設置事業 補助金	企業の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	市内への工場等の新設、移設、増設で、固定資産投下額が1,000万円以上の場合に助成する。(償却資産のみでも可) ※建設業及び小規模企業に限り500万円から対象とします。 ・補助率 当該固定資産税額の2.5/10～10/10 ※投下額等により補助率及び補助期間等が異なります。	工業振興係
指定施設設置事業 補助金	企業が市内に指定施設を整備する事業を支援する。	市内への指定施設(社宅・休養施設・託児施設等)の新設で投下固定資産額30万円以上の場合に助成する。用地は、取得後3年以内に指定施設の整備に着手した場合に対象とする。 ・補助率 当該固定資産税相当額(1年間)	工業振興係
雇用促進事業補助金	企業の事業拡大に伴う新たな雇用を支援する。	特定地域への工場等の新設、移設又は増設(投下固定資産額が5,000万円以上の場合)に際し、市内から10名以上の新規従業員を1年間以上雇用した場合に助成する。 ・補助率 市内採用従業員×100千円(上限5,000千円)	工業振興係
産学官共同技術 開発事業補助金	中小企業者等の新技術・新製品の開発研究を支援する。	市内の中小企業者等が大学、高校又は公的研究機関と共同して行う新技術又は新製品の開発研究事業に対して助成する。 ・補助率 開発研究に伴う原材料等の購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 3,000千円	工業振興係
新技術新製品 開発研究事業補助金	中小企業者等の技術開発や地域振興の取り組みを支援する。	中小企業者等(構成員の1/2以上が市内に主たる事業所を有するもの)が行なう新技術・新製品の開発研究に対して助成する。 ・補助率 開発研究に伴う原材料等購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 1,000千円	工業振興係
中小企業退職金 共済掛金補助金	退職金共済掛金の一部を補助することにより中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。	新たに退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、当該退職金共済掛金の一部を補助する。 ・補助金額 加入者1人につき定額7,200円 ※補助の対象となる経営者の皆さんには、別途ご連絡いたします。	商業労政係
【改正】 中央アルプスビジネスフェア 出展事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	中小企業者(製造業は規模制限なし)の中央アルプスビジネスフェア出展に対して助成する。 ・補助率 小間料経費の1/2以内 ・補助金額の上限 2万円	工業振興係
商工業振興 下水道等施設整備 事業補助金	下水道等整備計画区域外において、企業自らが行う下水道等整備について一定額を補助し、スムーズな事業活動を支援し産業振興を図る。	既存施設から公共枡までの間の本管機能を有する下水道等施設整備に対して助成する。 ・補助率 工事費用の1/2以内 ・補助金額の上限 10,000千円	産業立地推進課
産業用地取得補助金	産業用地を購入する企業に対して用地取得費の一部を助成することにより、生産施設及び設備への投資を支援し、生産活動の円滑化と立地の促進を図る。	市が所有する3,000㎡以上の産業用地を購入し、3年以内に操業を開始する場合に助成する。 ・補助率: 用地取得費の3/10以内 (3年以内の分割交付) ・補助金額の上限 1.0億円	産業立地推進課
【改正】 若者正規雇用・育成奨励金	市内に居住する若者の正規雇用化及び育成の促進を図る。	市内に住所を有する25歳以下の若者を正規雇用し、育成を行う中小企業(従業員300人以下)の事業主に対し、奨励金を交付する。平成26年4月1日以降の雇用を対象に5年間の時限措置 ・補助金額 若者雇用1人1回に限り定額50,000円	商業労政係
【新規】 魅力ある産業創業 支援事業補助金	若者雇用につながる起業、創業を促す。	若者を引き付ける産業の創出に向け、特色ある起業、創業で若者雇用に結び付くものについて創業資金の一部を助成する。 ・補助金額 特定機器導入費用の1/2 上限200万円 ・応募者中、プロポーザル方式により2社選定	工業振興係
【新規】 創業支援センター 独立支援事業補助金	研究・試験操業段階を終え、市内で創業する事業者を支援する。	創業支援センターから独立し、市内で創業する事業者を支援する。 ・補助率 事業所賃借料(開設後6ヶ月分)の1/2以内 上限 45万円	産業立地推進課

3 その他

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
産業団地 分譲成約報酬制度	立地意向のある企業情報を提供し、分譲成約に至った場合に情報提供者に成約報酬を支払う。	分譲代金の1/100の額	産業立地推進課

- 詳細についてのお問い合わせは、
伊那市役所(0265-78-4111)、商工観光部 商工振興課(内線2431・2433)、
産業立地推進課(内線2450・2451)までお願いします。